

議会基本条例等検討会 報告書

平成 23 年 3 月
議会基本条例等検討会

— はじめに —

平成 12 年(2000 年)の地方分権一括法の施行により、地方自治は新たな段階を迎え、地方議会も今まで以上に大きな役割を期待されるに至った。それから 10 年の歳月を経て、地方分権・地域主権の流れはさらに大きなものとなってきている。また、平成 18 年(2006 年)に北海道の栗山町で栗山町議会基本条例が制定されたことを嚆矢として、全国の地方議会で議会のあり方、議会運営の原則をもう一度問い直して、ルール化する議会基本条例制定の動きが拡大してきている。

一方、最近では田中康夫知事時代の長野県や名古屋市、阿久根市などのように、議会と首長が対立し袋小路に入り込み、政策が前に進まないといった事態も散見されるようになってきた。このような事態に直面する中で、地方自治法の抜本的な改正が論じられるようになり、行政と共に住民の福祉増進を担う地方議会のあり方が、今、再度大きく問われている。

私たちの八王子市議会では、これまでも他の自治体と比して活発な議会活動が展開され、議会改革についても一定以上の成果をあげてきたものとの自負をしているところである。しかし、議会改革に終わりではなく、住民の福祉向上に寄与する二元代表制の一翼を担う機関として、真に住民のために機能する議会としていくための不断の努力が求められていることは言をまたない。

こうした認識の上に、私たちは、今後の八王子市における議会基本条例の制定も視野に、議会改革について議論する場として「議会基本条例等検討会」を組織し、全 11 回、約 20 時間に及ぶ議論を積み重ねてきた。その結果、分権時代の議会のあり方、議員の役割などをそもそも論から議論することで、八王子市議会としてのあるべき議会像について一定の共通認識を得ることができた。

議会改革については、各論には様々な意見があり、議会基本条例制定に関する考え方も、現段階では委員間に温度差があるのは確かである。しかしながら、本検討会において、異なる意見がぶつかり合いながらも、市民のための議会やあるべき議員の姿について真摯な議論が交わされた意義は大きい。

これからの地方分権・地域主権の流れの中で、本検討会の議論が、八王子のさらなる議会改革に生かされていくことを切に期待するものである。

議会基本条例等検討会 座長 両角 穰

目 次

はじめに

	頁
1. 検討会設置の経緯	1
2. 検討会の位置付け・議論の進め方	1
3. 議会基本条例についての検討	2
(1) 総論について	2
(2) 個別事項について	5
4. 会派代表者会懇談会の検討事項について	10

資 料

議会基本条例等検討会名簿

議会基本条例等検討会開催経過

調査用紙

1. 検討会設置の経緯

平成21年6月に行われた議長の改選で新たに議長となった市川議長から「八王子市議会はこれまで会派代表者会懇談会等を通じて各種の議会改革を行ってきたが、さらに市民の目線に立って議会基本条例を視野に56万市民の負託にこたえられるよう議会運営を行いたい」という就任挨拶があった。

また、同年11月の市議会協議会において関東市議会議長会報告および議会運営委員会視察報告があり、他市の議会改革に対する取り組みが紹介され、さらに12月には、山梨学院大学江藤教授の講演会を開催した。

その後、会派代表者会懇談会では、今後の議会改革をどのように進めるかを検討し「二元代表制のもと多くの行政権力を持つ執行部に対して、議会は更に活性化して、住民から負託された権能を発揮しなければ、地方分権・地域主権の時代に取り残されてしまう。議論を高めて、緊張感のある質疑が求められている。」として、平成22年2月に議長の諮問機関として検討会の設置を了承して同年4月に議会基本条例等検討会が設置された。

なお、構成メンバーは各会派一任とし、委員数は、議会運営委員会の各会派数に準ずるものとした。

2. 検討会の位置付け・議論の進め方

議会基本条例等検討会は、議会基本条例の制定に向けての結論を出すということではなく、議会基本条例を中心とした共通認識を作ることを主眼として、以下の項目について自由に議論を重ねて行くこととした。

- (1) 議会基本条例について論点整理、考えかたの検討
- (2) 会派代表者会懇談会の検討事項の整理検討

さらに、検討会の位置付けや議論の進め方を整理する中で、議会基本条例について以下の意見が出された。

主な意見

- ・ 八王子市議会はどういうところかを、条例できちっと示すべき
- ・ 自治基本条例などを整備せずに、議会基本条例のみを作るという方向には疑問を感じる
- ・ 時代が変化していく中、議会も変わらなければならないが、大衆迎合のように変わるのも抵抗がある
- ・ 議会、議員の役割をはっきりさせることは、大きな変化を作り出す要素である
- ・ 決定事項や先例により議会運営を行っているので、議会基本条例制定には否定的である
- ・ 市民生活が豊かに向上するという議会のあり方を目指したい
- ・ 政治倫理条例の責務や役割の項目と整合するようにしたほうがよい

3. 議会基本条例についての検討

(1) 総論について

議会の役割等について総論的に意見交換することとし、各会派あるいは各委員から意見を提出してもらい、それを基に議論した。この結果、下記の各項目において概ねの共通認識を得ることができた。また、総論の議論の中で出た個別の事項については、別に議論することとした。

① 議会の役割とは何か

共通認識 地方自治体の二元代表制を担う 執行機関と独立対等の意思決定機関である 行政執行を監視する 政策提言と政策形成を行う場である
--

主な意見

- ・意思決定機関として議決権、選挙権、調査権などの権限を適切に行使する必要がある
- ・地方自治体の「長」と議会の「議員」は、二元代表制のもとで対等である
- ・相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持すべき
- ・「住民福祉の増進」という地方公共団体の目的を達成するための議会の役割が、従来以上に求められている
- ・徹底した論議を通じて、争点を明確化する必要がある
- ・政策形成過程に、関与するという議会の役割を充実していく
- ・改めて二元代表制を位置付けることが重要で、執行機関に対して批判と監視を行う
- ・監視だけではなく評価の機能も発揮する
- ・議員立法などを通じて政策立案や提言の機能を積極的に果たすべき
- ・総合計画等で議会としての意思を反映していく
- ・議案の修正権を行使する

② 議員の役割とは何か

共通認識 住民全体の奉仕者であり、市民の福祉の向上を図る 住民の代弁者である 政策（施策）の提案（立法・立案・提言）を行う 意思決定へ参画する 執行機関を監視する
--

主な意見

- ・選挙で選ばれた特別職公務員であり、全体の奉仕者である
- ・最終的な意思決定ができる構成員として自覚をする

- ・ 地方行政に対する信頼を高めることや、行政執行を監視し、執行機関への批判と監視ができる議会の一員である
- ・ 監視と政策提言をしっかりと実行する
- ・ 住民の代弁者であり、調査活動を通して地域の課題や市民のニーズを見きわめて、政策形成に努める
- ・ 市民の目線に立ち、行政課題を明らかにして積極的な議員立法を行う
- ・ 地域の個別課題の解決を図るのみではなく、市民全体の福祉の向上に尽くす
- ・ 市民に対して情報を発信し、情報公開の徹底に努める

③ 議会と市民の関係はどうあるべきか

共通認識 議会情報を公開すべき
 議会への市民参加を促すべき
 市民に対して公平公正であるべき
 請願、陳情などの市民の声を真摯に受け止めるべき

主な意見

- ・ 市民は、議員と議会が公平公正な活動をしているのか監視する
- ・ 請願、陳情ならびに市民からの政策提言を積極的に取り入れる仕組みをつくる
- ・ 公開性、透明性、市民に開かれた議会を実現するために何が必要なのかということを経済整理することが必要
- ・ 市民に選ばれた議員であり、市民との関係をより充実し、改善を図る
- ・ 議会報告会や意見交換会などを開催する
- ・ 調査活動の成果報告を発信し、市民からの政策提言を受けるなど議会と市民の相互関係の強化を図る
- ・ 議会の情報は原則公開を徹底し、市民に対して制限を設けずに情報公開を行う
- ・ インターネットでの議会中継や各種市民団体への議会報告などで議会への関心を深め、理解が得られるようにする
- ・ 参考人や公聴会制度を積極的に活用する
- ・ 議会広報を充実する

④ 議会と行政（執行機関）の関係はどうあるべきか

共通認識 議会と行政は、対等で緊張感を持った相互協力関係であるべき
 執行権を有する市長の行政執行を絶えず監視する機関としての議会であるべき

主な意見

- ・ 相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持する
- ・ 真摯に競い合っていく関係であり、対等な政策論争を行う

- ・行政の議会に対する十分な説明責任、情報公開を求める
- ・施策や予算執行について厳しく監視して、定期的に評価する
- ・市長の専決処分を制限する
- ・議会予算については、議会の意向を尊重する
- ・少数意見を尊重するという議会制民主主義のあり方と会議の公開、周知が必要
- ・議会に対して行政情報を積極的かつ平等に情報提供する

⑤ 議会の基本原則とは何か

<p>共通認識 市民が参画できる議会 十分な議論の場 開かれた議会</p>
--

主な意見

- ・住民参加を保障して議会が市民へ説明をしていく仕組みを強化する
- ・議会として合意できた意思決定と議員個人としての意思がわかるようにする
- ・公正公平で活発な議論、発言を保障する
- ・議員同士の自由な討論による合意形成に努め、議事機関として十分な審議を行い、少数意見を尊重する
- ・議員同士の自由な討論によって、合意形成や意思決定が必要であり、政策立案能力をより強化し、市民から信頼される議会をつくる
- ・政策立案や決定過程への市民参加の保障によって市民から信頼される議会とすべき
- ・選挙によって選ばれた議員で構成する議会は、住民意見の反映の場であり、活動は原則公開である

(2) 個別事項について

総論の議論において出された個別事項について、各委員から具体的な取り組み方法などの意見を提出してもらい議論した。そこで出された主な意見は、下記のとおりであった。

① 議会の役割とは何か

取り組み方法など	主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決事項の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想、基本計画などの議決事項を拡大した方が良い。またマスタープランも要検討ではないか ・ どこまでを議決の対象とするかの線引きが難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員立法の活用 ・ 条例を制定し、議会と議員の役割を明文化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員立法を積極的に活用する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案採決前などの議員間の自由討論 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議論の中身を深めるために議員間の自由討論の仕組みをつくる ・ 議員間の討論は不要である ・ 自由討論の実質的な効果が認識できない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会招集権の議長付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長が議会を招集する権利を持つようにする
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の通年開催 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の毎月開催 (2ウェイ型委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2ウェイ型委員会とは、委員からも議題や議案、確認事項などを含めたテーマを示すことができる委員会である ・ 常任委員会は原則毎月開会の形にして、幅広い活動ができるようにする
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修、議会図書室、議会事務局を条例に位置付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修や議会図書室、議会事務局は重要な役割であり当然条例の中に盛り込むべき

② 議員の役割とは何か

取り組み方法など	主 な 意 見
<ul style="list-style-type: none"> ・議員立法を補佐する政策法務スタッフの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の機能強化の中で、議員立法の作業を補佐する政策法務スタッフの確保が必要である
<ul style="list-style-type: none"> ・会派の位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数が40名という枠の中では、会派代表制はやむを得ない ・会派を条例上に位置付けして、法的な役割を基本条例の中に盛り込んでいく必要がある ・会派を構成するという本質的な部分には、議会のスムーズな運営があるとする
<ul style="list-style-type: none"> ・一人会派を認め、議員活動（質疑・発言）の機会を保障する 	<ul style="list-style-type: none"> ・会派を組めない諸派は、今のままで良い ・諸派の活動を保障するという工夫が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・議員の調査、政策提言を深めるための特別委員会のあり方を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会のあり方については、議会基本条例の条例化の前に具体的な役割などを検討すべき

③ 議会と市民の関係はどうあるべきか

取り組み方法など	主 な 意 見
<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会（出前議会）の定期開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会や請願・陳情などで、議員自身が行うことが必要である
<ul style="list-style-type: none"> ・議会の夜間開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が議会を通じて政策決定過程に関与する機会を工夫するために議会報告会や、ICTなどの活用を考える ・会派などが議会報告会を開くのは自由だが、夜間議会や土曜、日曜を利用して議論をするような議会開催には消極的である
<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情者が議会に意見陳述や直接説明できる機会の確保 ・参考人や公聴会の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の説明や意見陳述の機会を保障し、参考人や公聴会を積極的に活用する ・請願審査での説明や意見陳述は、市民の代弁者である議員が行えばよい
<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会及び各種団体との懇談 ・議会の広報活動の抜本的改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の広報活動の抜本的な改善や、議会報告会の開催、各種団体との懇談などは、議会と市民との関係を豊かにしていくと考える

⑥ その他

取り組み方法など	主 な 意 見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数や議員報酬、住民投票制度など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の報酬、政務調査費、議員定数などは、自治基本条例などの制定の後に取り組むべき ・ 住民投票などは、自治基本条例などの制定が前提である ・ 議員報酬等は、議会報告会(意見交換会)など他の仕組みが整理された後に考えていくべき ・ 議会の例規集や先例集などの中で整理をすれば、基本条例の中の細目の整備は必要ない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長選出における立会演説会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長選出における立会演説会を行うべき

4. 会派代表者会懇談会の検討事項について

本検討会においては、中心議題である議会基本条例に対する考え方のほかに、会派代表者会懇談会で検討し結論が得られていない事項である「時間制限のない質疑の取り扱い」を検討した。

このうち、「諸報告に対する質疑」については現行制度上、特に規定がなく、慣例的に発言は個人制で制限回数は3回までとなっており、時間制限や文書通告がない。議会のインターネット中継開始に際して何らかのルール化は必要であり、本検討会において一定のルール化を図ることとなった。

議論の結果、「諸報告に対する質疑に関しては一定の時間制限が必要である。」との結論を得たため、時間制限についてさらに議論し、下記のとおり決定した。

決定事項 諸報告については、質問時間のみで20分とする なお、半年間（2定例会分）の試行とする

主な意見

- ・インターネット中継が始まると多数の議員発言が予想されるため、時間内に収まるような運営方法が必要である
- ・インターネット中継が、議員の質疑時間に対してどの程度影響を及ぼすのかわからない
- ・時間制限のない質疑については一定の制限を加えるべき
- ・議員にとって重要な発言機会である一般質問に時間制限があるのに、「諸報告に対する質疑」について時間制限がないのは違和感がある
- ・「諸報告に対する質疑」については、これまで時間制限を入れることができなかったので、質問時間20分で試行とすべき
- ・試行した結果や問題がある場合は、質問時間を調整するための会議を開き再検討してほしい
- ・過去には、諸報告において重要な問題が報告されたことがある。そういうことも想定して時間設定をすべき
- ・質問時間のみ20分では、「諸報告に対する質疑」の過去の平均質問時間約12分より長くなる
- ・質問時間だけで20分という制限であれば、やむを得ない
- ・質問、答弁込みで20分とすべき
- ・諸報告に対する質疑の過去の平均質問時間は約12分なので、質問時間10分。ただし、事前に通告しておけば、同じ会派の通告者は関連質問でさらに10分ずつ質問できるとすべき
- ・基本的には制限時間を入れるべきではないという立場だが、制限をするということなので、質問時間20分を最低限保障してほしい

資 料

- 議会基本条例等検討会委員名簿
- 議会基本条例等検討会開催経過
- 調査用紙
 - (1) 議会基本条例等の総論に対する意見について
 - (2) 議会基本条例等検討会 個別事項等の意見について

議会基本条例等検討会 委員名簿

座長	両角	穰
委員	塚本秀雄	
委員	近藤充	
委員	伊藤祥広	
委員	鈴木玲央	
委員	小林信夫	
委員	村松徹	
委員	中島正寿	
委員	山口和男	
委員	井上睦子	
委員	森英治	
委員	陣内泰子 (9月21日退任)	

回数	開催日時	主な議題等
1	平成22年5月7日(金) 午後2時～午後3時40分	1. 議会基本条例等検討会について 2. 次回の開催日程 3. その他
2	平成22年5月27日(木) 午後1時30分 ～午後3時40分	1. 自治基本条例と議会基本条例について 2. 八王子市議会基本条例について 3. 検討会の今後のスケジュールについて 4. 次回の開催日程について 5. その他
3	平成22年6月21日(月) 午後1時30分 ～午後3時30分	1. 八王子市議会基本条例について 2. 次回の開催日程について
4	平成22年7月20日(火) 午前10時～正午	1. 八王子市議会基本条例について 2. 次回の開催日程について
5	平成22年8月30日(月) 午前10時～午前11時	1. 八王子市議会基本条例について 2. 次回の開催日程について
6	平成22年9月21日(火) 午前10時～正午	1. 会派代表者会懇談会検討事項の確認について 2. 個別事項の検討について 3. 次回の開催日程について
7	平成22年10月15日(金) 午後1時30分 ～午後3時20分	1. 議会基本条例等検討会 個別事項の意見等について ①総論に対する意見のまとめについて ②会派代表者会懇談会検討事項について ③個別検討事項について 2. 次回の開催日程について
8	平成22年11月16日(火) 午前10時～正午	1. 総論に対する意見のまとめについて 2. 会派代表者会懇談会検討事項について 3. 個別検討事項について 4. 今後の進め方と次回の開催日程について
9	平成22年12月10日(金) 午前10時40分～正午	1. 個別検討事項について 2. 会派代表者会懇談会検討事項について ① 諸報告の取り扱い ② その他 3. 今後の進め方と次回の開催日程について

10	平成23年1月27日(木) 午前10時 ～午前11時30分	1. 議会基本条例等検討会報告書について 2. 次回の開催日程について
11	平成23年2月23日(水) 午前10時45分 ～午前11時45分	議会基本条例等検討会報告書について

平成 22 年 7 月 30 日

議会基本条例等検討会委員各位

議会基本条例等検討会
座長 両角 穰

議会基本条例等の総論に対する意見について

前回検討会にて決定しました表記の件について、皆さんからご意見をいただきたく存じますので、
よろしくお願いいいたします。

記

1. 調査内容

(ア) 調査目的

第 5 回議会基本条例等検討会（8 月 3 0 日実施予定）における議会基本条例等
の総論検討の資料にするため

(イ) 調査項目

- ① 議会の役割はどうあるべきか
- ② 議員の役割とは何か
- ③ 議会と市民の関係はどうあるべきか
- ④ 議会と行政(執行機関)の関係はどうあるべきか
- ⑤ 議会運営の基本原則とはどのようなものか

2. 回答方法

上記項目について、別添回答用紙による自由記述方式。
回答は各委員個人によるが、会派としての集約も可とする。

3. 回答期限

平成 22 年 8 月 12 日（木）までに、議会事務局庶務調査課へ提出（FAX でも可）。

問い合わせ・連絡先

議会事務局庶務調査課

TEL042-620-7311

FAX042-626-2458

平成 22 年 9 月 27 日

議会基本条例等検討会 委員各位

議会基本条例等検討会
座長 両角 穰

議会基本条例等検討会 個別事項の意見等について

このことについて、下記事項に留意の上、別紙により提出願います。

記

1. 調査事項 別紙のとおり

① 「総論に対する意見のまとめ」について

参考資料 1 「総論に対する意見のまとめ」について、意見等があれば、別紙 1 に記入してください。

② 会派代表者会懇談会検討事項について

会派代表者会懇談会検討事項のうち、別紙 2 の各発言項目について該当項目に○をして、自由意見欄にその理由等を記入してください。なお、参考資料 2 「諸報告に対する質問の状況」を参考としてください。

③ 個別検討事項について

各総論項目に対応し、重視する事項や具体的な導入方法等について、別紙 3 にそれぞれ記入してください。

2. 提出期限

平成 22 年 10 月 12 日（火）までに、議会事務局庶務調査課へご提出ください。

【付記】 村松議員より提供のあった以下の資料を参考添付します。

- ・ 『市民参加と情報公開の仕組みをつくれ
地方議会改革のための議会基本条例「東京財団モデル」』
2010 年 1 月 東京財団政策研究部
- ・ 『地方議会改革は誰のためか ～市民の役割と議会の責任～』
2010 年 5 月 東京財団政策研究部

3. 調査事項

4. ①「総論に対する意見」について

総論項目	意見等記入欄
議会の役割	
議員の役割	
議会と市民の関係	
議会と行政（執行機関） の関係	
議会の基本原則	

②会派代表者会懇談会検討事項について

発言項目	現行制度	該当する項目に○	自由意見欄
常任委員会 一括付託議案	会派表制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 個人制に変更すべき ・ その他 () 	
	1回を例とする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 変更すべき (回) ・ その他 () 	
	制限時間なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 制限時間を設けるべき (分) ・ その他 () 	
	事前通告あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 事前通告はなくすべき ・ その他 () 	
即決議案	個人制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 会派代表制に変更すべき ・ その他 () 	
	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 変更すべき (回) ・ その他 () 	
	時間制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 制限時間を設けるべき (分) ・ その他 () 	
	事前通告なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 事前通告を設けるべき ・ その他 () 	
諸報告	個人制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 会派代表制に変更すべき ・ その他 () 	
	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 変更すべき (回) ・ その他 () 	
	時間制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 制限時間を設けるべき (分) ・ その他 () 	
	事前通告なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 事前通告を設けるべき ・ その他 () 	
議員提出条例案	個人制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 個人制に変更すべき ・ その他 () 	
	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 変更すべき (回) ・ その他 () 	
	時間制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 制限時間を設けるべき (分) ・ その他 () 	
	事前通告あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のままでよい ・ 事前通告はなくすべき ・ その他 () 	

1. 議会の役割

総論項目	取り組み方法等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、地方自治体における二元代表制を担う ・ 議会は、意思決定機関である ・ 議会は、行政執行権を有する市長の行政執行を監視する ・ 議会は、政策提言する ・ 議会は、政策形成過程の場である 	(例) 議決事項の拡大 (基本構想の議決など)	

2. 議員の役割

総論項目	取り組み方法等	備考欄
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、住民全体の奉仕者である ・ 議員は、政策（施策）の提案（立案・提言）を行う ・ 議員は、議案の修正権を行使する ・ 議員は、市全体の福祉の向上を図る ・ 議員は、意思決定へ参画する 	(例) 会派の位置付け（一人会派など）	

3. 議会と市民の関係

総論項目	取り組み方法等	備考欄
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、議会情報の公開すべき ・ 議会は、議会への市民参加を促すべき ・ 議会は、市民に対して公平・公正であるべき ・ 議会は、請願・陳情などの市民の声を生かすべき 	(例) 議会報告会の開催	

4.議会と行政（執行機関）の関係

総論項目	取り組み方法等	備考欄
<ul style="list-style-type: none"> 議会と行政は、対等で適度な緊張感を持った相互協力関係であるべき 行政執行権を有する市長の行政執行を絶えず監視する機関としての議会であるべき 	(例) 反問権の付与	

5.議会の基本原則

総論項目	取り組み方法等	備考欄
<ul style="list-style-type: none"> 市民が参画できる議会 議員間の討論 開かれた議会 	(例) 一般質問のあり方（一問一答など）	

6.その他

総論項目	取り組み方法等	備考欄
<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬 議員定数 その他 		

平成 22 年 10 月 日

【会派名】

【議員名】